

呉市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1 行動計画改定の経緯等

(1) 改定の背景

呉市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「呉市行動計画」といいます。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」といいます。）に基づき、平成 27 年に策定しました。

その後、令和 2 年 1 月に国内で最初に感染者が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナ」といいます。）への対応で明らかになった課題に対応するため、国において特措法や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」といいます。）が改正され、令和 6 年 7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」といいます。）が改定されました。また、これを踏まえ、令和 7 年 3 月には、広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」といいます。）も改定されました。

呉市においても特措法により、更なる感染症危機に際しての迅速な対処や平時の備えの充実を図るものとして、県行動計画を踏まえ、呉市行動計画を改定します。

(2) 計画の法的な位置付け

特措法において、都道府県は、政府行動計画に基づき都道府県行動計画を定め、市町村は、都道府県行動計画に基づき市町村行動計画を定めることとされています。

また、令和 4 年 12 月の感染症法の一部改正により、保健所設置市が策定することとなった感染症予防計画と特措法に基づく当該市の行動計画は整合性の確保を図ることとされています。

2 計画の概要

(1) 改定の趣旨

今般改定された政府行動計画及び県行動計画を基本とし、新型コロナ対応の状況も踏まえ、呉市行動計画を改定します。

(2) 計画の概要

政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、保健所設置市である呉市が取り組むべき対策として、実施体制の確保やサーベイランス（※１），市民等への情報提供・共有，まん延防止，保健所の体制や検査などについて、感染症有事に迅速な対応ができるよう呉市行動計画を改定します。

※ 現行の呉市行動計画（以下「現行計画」といいます。）では、「未発生期」から「小康期」までを６期の発生段階に分け、実施体制や予防・まん延防止等の六つの対策項目を記載していましたが、改定後の呉市行動計画では、対策項目を１３項目に拡充し、それぞれの項目における「準備期」，「初動期」及び「対応期」の各時期の対策について記載します。

【現行計画の概要】

発生段階	対策項目
未発生期	①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保
海外発生期	
県内未発生期	
県内発生早期	
県内感染期	
小康期	

※１：新型インフルエンザ等の早期探知，発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うこと。

※２：感染症危機において、国民等，地方公共団体，医療機関，事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、国民等が適切な判断・行動をできるようにすること。

【改定後の呉市行動計画の概要】

対策項目	発生段階
①実施体制	準備期
②情報収集・分析	
③サーベイランス	
④情報提供・共有，リスクコミュニケーション（※２）	
⑤水際対策	初動期
⑥まん延防止	
⑦ワクチン	対応期
⑧医療	
⑨治療薬・治療法	
⑩検査	
⑪保健	
⑫物資	
⑬市民の生活及び市民経済の安定の確保	

＜呉市行動計画において定める事項＞

- ① **実施体制**
発生段階ごとの実施体制，人材確保・育成や実践的な訓練等を通じた対応能力の向上に関する事項
- ② **情報収集・分析**
発生段階ごとの情報の収集・分析に係る体制整備や手段の確保及びリスク評価の実施に関する事項
- ③ **サーベイランス**
発生段階ごとのサーベイランス体制やシステムの整備，サーベイランスの実施に関する事項
- ④ **情報提供・共有，リスクコミュニケーション**
平時及び有事における情報収集方法・提供方法並びにリスクコミュニケーションに関する事項
- ⑤ **水際対策**
水際対策に関する事項
- ⑥ **まん延防止**
まん延防止措置に関する事項
- ⑦ **ワクチン**
ワクチン接種の実施に関する事項
- ⑧ **医療**
医療提供体制の確保に関する事項
- ⑨ **治療薬・治療法**
治療薬・治療法の情報提供・共有に関する事項
- ⑩ **検査**
検査に係る平時の準備及び有事の実施の方法に関する事項
- ⑪ **保健**
有事に備えた体制の整備，検査の実施及びその結果分析並びに情報提供・共有に関する事項
- ⑫ **物資**
感染対策物資及び資材の備蓄等に関する事項
- ⑬ **市民の生活及び市民経済の安定の確保**
生活環境の保全その他の住民の生活及び市民経済の安定に関する措置に関する事項

(3) 計画期間

計画期間については，政府行動計画及び県行動計画の改定（おおむね6年ごと）を踏まえ，見直しを行います。

3 今後のスケジュール

令和7年 8月～	同年11月	素案の検討
令和7年12月		行政報告（パブリックコメントの実施について）
令和7年12月～	令和8年 1月	パブリックコメント・最終調整
令和8年 3月		行政報告（パブリックコメントの意見等を踏まえた計画改定案について）